

委 託 契 約 書

- 1 委託業務名 御殿場市立南学校給食センター調理等業務包括委託
- 2 業 務 箇 所 御殿場市竈 534-1 地内
- 3 履 行 期 間 令和 7 年 7 月●日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 委 託 料 ￥ _____
(うち消費税及び地方消費税 ￥ _____)
- 5 契約保証金 免 除 (御殿場市財務規則第 51 条第 1 項第 3 号該当)

上記の委託業務について、発注者御殿場市と受注者××××とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて別添の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者	所在地	静岡県御殿場市萩原 483 番地
	名 称	御殿場市
	代表者	御殿場市長 勝又 正美

受注者 (代表企業)	所在地又は住所	
	商号又は名称	
	代表者名又は氏名	

受注者 (構成企業)	所在地又は住所	
	商号又は名称	
	代表者名又は氏名	

受注者 (協力企業)	所在地又は住所	
	商号又は名称	
	代表者名又は氏名	

(不足する場合には、適宜、増やすこと)

第1条 受注者は、発注者が別に定める仕様書及び発注者の指示に基づき、委託の本旨に従い、誠実にこれを履行するものとする。

第2条 受注者は、発注者の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により、委託業務を遂行することが困難となり、若しくは発注者に不利となったときは、その都度発注者に申し出て必要な指示を受けなければならない。

第3条 受注者は、委託業務を終了したときは、完了届とともに成果品等を提出しなければならない。

第4条 発注者は、前条の規定による完了届等を受領した場合は、受注者が履行した業務がこの契約に適合、又は不適合かを審査し、必要に応じ実地調査を行うものとする。

2 発注者は、前項の審査の結果、不適合と認めた場合は、これを適合させるための措置を受注者に対して指示するものとする。

3 受注者は、前項の指示を受けたときは、遅滞なく発注者の指示に従い措置し、その結果を発注者に報告し、第1項の審査を受けなければならない。

第5条 発注者は、前条の規定による審査が適合と認めたときは、委託料を受注者の適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

第6条 受注者は、委託業務において知り得た秘密を第三者に漏洩又は他の目的に使用してはならず、受注者の従業員についてもこれを遵守させなければならない。この契約終了後も、また同様とする。

2 受注者は、別紙「個人情報等の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

第7条 受注者は、御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）の規定及び別紙「暴力団等の排除に関する事項」を遵守しなければならない。

第8条 受注者は、第三者に対し、この委託業務の全部又は一部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項但し書きの規定により第三者に権利を譲渡、継承又は再委託する場合には、第6条及び第7条に定める規定を当該第三者に遵守させるように必要な措置を講じなければならない。

第9条 受注者が請け負った委託業務の履行に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があった場合は、発注者は受注者に対し、成果品等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができるとともに損害賠償の請求をすることができる。

2 発注者は、引き渡された成果品等に関し、第3条の規定による提出を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

3 第2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果品等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

第11条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に業務が完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から業務達成量に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合（以下「告示の割合」という。）で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ告示の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第12条 発注者は、受注者が次に掲げる理由のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 監督官庁から営業の取消し、営業停止等の処分を受けたとき。
- (2) 税金の滞納処分を受けたとき、又は第三者から強制執行を受けたとき。
- (3) 期限又は期間内に、この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) この契約、法令に違反したとき。
- (5) 契約締結後、この契約について不正の事実を発見したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金額が損害賠償金額に満たないときは、その不足額を併せて納付しなければならない。

第13条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第14条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 この契約に定めのない事項については、御殿場市財務規則（平成7年御殿場市規則第20号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

委 託 業 務 完 了 届

1. 委託業務名 御殿場市立南学校給食センター調理等業務包括委託
2. 業 務 箇 所 御殿場市竈 534-1 地内
3. 契 約 金 額 ￥
4. 契 約 日 令和 7 年 7 月●日
5. 履 行 期 間 令和 7 年 7 月●日 から 令和 13 年 3 月 31 日
6. 完了年月日 令和 13 年 3 月 31 日

上記のとおり完了したのでお届けします。

年 月 日

御 殿 場 市 長 様

所在地又は住所
受 注 者 商 号 又 は 名 称
代表者名又は名称

.....
検 収 結 果

検 収 年 月 日 年 月 日

上記のとおり検収したので報告します。

年 月 日

検 収 員 職氏名

印

立 会 者 職氏名

印